

障 障 発 0 8 2 0 第 1 号  
平 成 2 4 年 8 月 2 0 日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 民 生 主 管 部 ( 局 ) 長 殿  
児 童 相 談 所 設 置 市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長

### 障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金の取扱いについて

平成24年度における障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について、障害児施設措置費の主な改正点及び運用上留意すべき事項は次のとおりであるので、事務処理に遺漏のないよう配慮されたい。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市及び児童相談所設置市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

#### 第1 障害児施設措置費関係の改正内容について

##### 1. 児童福祉法の改正

(1) 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）の成立に伴う児童福祉法の一部改正により、障害児支援については、身近な地域で支援を受けられるようにする等のため、平成24年4月から各障害種別に分かれていた従来の施設体系を再編し、通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」にそれぞれ一元化し、併せて障害児通所支援に係る事務の実施主体については、都道府県から市町村に移行されたところ。

また、障害児通所支援を利用する障害児に対し、心身の状況やその置かれている環境等を勘案し、障害児通所支援の適切な利用を図るため、「障害児相談支援」を創設したところ。

(2) 整備法の成立に伴う児童福祉法の一部改正により、障害児通所支援の措置について、児童福祉法（以下「法」という。）第27条第1項第3号の措置から法第21条の6の措置に改正されたことに伴い、従来一般分保護単価により算出していたものについては、平成24年6月25日障 障 発 0 6 2 5 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」により算出すること。

## 2. 事務費関係

(1) 平成24年2月3日付けの児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第17号)(以下「設備運営基準」という。)により、現行の小規模加算については、小規模施設における児童指導員又は保育士の配置を設備運営基準上義務付けたことに伴い、小規模施設加算分保護単価を一般分保護単価に統合した。

(2) 民間施設給与等改善費の対象加算の拡大

- ① 下記の加算について、新たに民間施設給与等改善費の対象。
  - ・心理担当職員配置加算、看護師配置加算、児童発達支援管理責任者加算及び小規模グループケア加算
- ② 児童厚生施設及び児童家庭支援センターでの勤続年数を合算。
- ③ 看護師の勤続年数算定に医療法に規定する病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所での勤続年数を合算。

(3) 個々の障害児の初期状態の把握や個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連の指定入所支援の提供プロセス全般に関する責任を担い、指定入所支援の質の向上を図る観点から、「児童発達支援管理責任者専任加算」を創設した。

なお、児童発達支援管理責任者専任加算については、3年間で段階的に配置し管理者などとの兼務も可能としていることから、別途専任で配置した場合に加算するものとする。

(4) 障害児入所施設において、虐待を受けた障害児等に対し、小規模なグループによる療育や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じ、きめ細やかな支援を推進することを目的に、「小規模グループケア加算」を創設した。

(5) 管理宿直体制	(平成23年度)		(平成24年度)
1 施設当たり年額	1,267,490円	→	1,263,500円
(6) 職員管理費			
常勤・非常勤職員	5,494円	→	6,588円
(7) 社会保険料事業主負担金	18.844%	→	19.458%

## 3. 事業費関係

(1) 特別育成費について、従来は肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設及び指定医療機関(肢体不自由児)に入所している措置児童が高等学校に在学している場合等について支弁していたが、整備法の成立による障害児施設の一元化に伴い、対象児童について全ての障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童に拡大した。

(2) 重度障害児支援加算(福祉型障害児入所施設)

・知的障害児	(平成23年度)		(平成24年度)
25%加算分	46,750円	→	46,810円

30%加算分	56,090円	→	56,140円
・自閉症児			
25%加算分	46,750円	→	46,810円
30%加算分	56,090円	→	56,140円
・盲児			
25%加算分	44,530円	→	44,990円
30%加算分	53,400円	→	53,960円
・ろうあ児			
25%加算分	40,650円	→	40,700円
30%加算分	48,800円	→	48,850円
・肢体不自由児	56,090円	→	56,140円
(3) 強度行動障害特別処遇加算費	223,210円	→	223,590円
(4) 被虐待児受入加算	37,700円	→	37,800円
(5) 重症児指導費	229,630円	→	230,050円
(6) 教育費、特別育成費、特別加算費	58,900円	→	59,400円

## 第2 その他

- 平成22年度税制改正において、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されたが、障害児施設徴収金の算定にあたっては、「控除廃止の影響を受ける負担上限月額等の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないよう対応することとしたため、障害児施設徴収金基準額表の備考欄を改正した。
- 整備法の成立に伴い、18歳以上の障害児施設入所者に対し障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを提供し、年齢に応じた適切な支援を提供するよう在園期間の延長措置の見直しを行ったため、20歳以上の入所者に対する障害児施設徴収金基準額表を削除した。
- 平成23年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該助成金の対象であった障害児入所施設に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的に、「福祉・介護職員処遇改善加算」及び「福祉・介護職員処遇特別加算」を創設した。
- 整備法の成立に伴い、障害児通所支援の実施主体が都道府県から市町村に移行したこと等により、国庫負担金に係る交付申請書の審査等の事務を都道府県に委任した。  
なお、障害児入所支援及び旧障害児施設支援に係る交付申請書の審査等については、従前どおり国が行う。

5. 整備法の成立による児童福祉法の一部改正の趣旨を踏まえ、主たる対象とする障害以外の障害児を受け入れた場合でも、当該「主たる対象とする障害以外の障害児」を受け入れるための施設基準を満たす場合には、障害種別に応じた保護単価により算定できるものとする。  
なお、主たる対象とする障害以外の障害種別の保護単価により算定する場合の定員規模や加算の取扱いについては、「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A」で示している障害児入所給付費の算定方法と同様とする。
6. 障害児施設の事務費の保護単価に含まれる管理費、職員の本俸及び職員配置基準等は、別紙のとおりであるので、参考とされたい。

参考 別紙1 平成24年度 管理費単価表  
別紙2 平成24年度 障害児施設職員の本俸基準額表  
別紙3 平成24年度 障害児施設職員の特殊業務手当基準額表  
別紙4 障害児施設職員配置基準  
別紙5 平成24年度 保護単価（1人当たり）表

## 平成24年度 管理費単価表

(1)事務費の一般分保護単価に含まれている管理費

## 【本体施設】

定員	①	②	③
	主として知的障害児を 入所させる福祉型障害 児入所施設	主として盲児を入所さ せる福祉型障害児入所 施設	主としてろうあ児を入 所させる福祉型障害児 入所施設
	円	円	円
30人	20,580	18,988	18,882
31～40	17,957	16,427	16,325
41～50	15,341	13,849	13,753
51～60	14,614	13,187	13,103
61～70	13,898	12,559	12,482
71～80	13,172	11,874	11,808
81～90	12,457	11,218	11,168
91～100	11,737	10,567	10,523
101～110	11,578		
111～120	11,428		
121～130	11,270		
131～140	11,116		
141～150	10,908		
151～160	10,872		
161～170	10,772		
171～180	10,682		
181～190	10,585		
191人以上	10,490		

④主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設（障害者支援施設を併設する場合）

## 【本体施設】

定員	⑤
	主として知的障害児を 入所させる福祉型障害 児入所施設
	円
10人	45,687
11～20	27,573

⑥主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設（障害者支援施設又は主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合）

⑦主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設（障害者支援施設又は主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合）

## 【本体施設】

定員	⑧	⑨
	主として盲児を入所さ せる福祉型障害児入所 施設	主としてろうあ児を入 所させる福祉型障害児 入所施設
	円	円
10人	43,677	43,478
11～15	31,338	31,180
16～20	25,163	25,035
21～25	33,420	21,345
26～30	18,988	18,882

⑩主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設（障害者支援施設に併設する場合）

【併設施設】

定員	⑪ 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設
10人	円 33,383
11～20	円 21,975

⑫主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設（主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設に併設する場合）

⑬主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設（主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設に併設する場合）

【併設施設】

定員	⑭ 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	⑮ 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設
5人	円 54,867	円 54,809
6～10	円 31,228	円 31,166
11～15	円 23,037	円 23,290
16～20	円 18,942	円 18,876
21～25	円 16,502	円 16,416
26～30	円 14,840	円 14,776

【本体施設】

定員	⑯ 主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設
50人	円 17,572
51～60	円 17,063
61～70	円 16,670
71人以上	円 16,095

【本体施設】

定員	⑰ 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設
40人	円 18,605
41～50	円 17,771
51～60	円 16,106
61～70	円 15,068
71人以上	円 14,063

(2)事務費の加算分保護単価に含まれている管理費

【本体施設・併設施設】

①年少幼児加算分		
主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	幼児	1,618
主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設		

【本体施設】

定員	② 職業指導員 加算分
	円
10人	3,244
11～20	1,618
21～30	1,073
31～40	858
41～50	643
51～60	577
61～70	514
71～80	450
81～90	386
91～100	320
101～110	299
111～120	276
121～130	254
131～140	236
141～150	212
151～160	206
161～170	199
171～180	189
181～190	184
191人以上	178

【本体施設・併設施設】

定員	③ 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設等指導員特別加算分
	円
5人	112
6～10	56
11～15	37
16～20	28
21～25	22
26～30	20
31～35	16

- ④主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設（主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設に併設する場合）
- ⑤主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設（主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設に併設する場合）

【本体施設・併設施設】

定員	⑥ 職業指導員 加算分
	円
5人	6,494
6～10	3,244
11～15	2,162
16～20	1,618
21～25	1,296
26～30	1,073

(注)本体施設であっても併設施設であっても同額

【本体施設・併設施設】

定員	⑦ 心理担当職員 配置加算分	⑧ 看護師配置 加算分	⑨ 児童発達支援管理 責任者専任加算分
	円	円	円
10人	4,135	599	1,577
11～20	2,068	299	789
21～30	1,378	200	526
31～40	1,034	150	394
41～50	827	120	315
51～60	689	100	263
61～70	591	86	225
71～80	517	75	197
81～90	459	67	175
91～100	414	60	158
101～110	376	54	143
111～120	345	50	131
121～130	318	46	121
131～140	295	43	113
141～150	276	40	105
151～160	258	37	99
161～170	243	35	93
171～180	230	33	88
181～190	218	32	83
191人以上	207	30	79

## 平成24年度 障害児施設職員の本俸基準額表

(単位：円)

区 分	主として知的障害児、盲児及びろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設
施 設 長	福(4-5) 280,200 福(2-33) 253,400
主任(児童)指導員	福(2-17) 230,112
(児童)指導員	福(2-13) 223,584
職業指導員	福(1-25) 187,884
主任保育士	福(1-37) 206,754
保 育 士	福(1-33) 201,348
事 務 員	行Ⅰ(2-9) 200,000
栄 養 士	医Ⅱ(2-5) 184,500
調 理 員 等	行Ⅱ(1-37) 165,800
介 助 員	行Ⅱ(1-37) 165,800

- (注) 1. 「施設長」欄の主として知的障害児、盲児及びろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設にあっては、上段51人以上、下段50人以下の施設である。
2. 直接処遇職員にあっては当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。
3. 直接処遇職員のうち別に定める職種にあっては、上記表の本俸基準額と別に定める特殊業務手当基準額を加えたものを本俸基準額とする。

## 平成24年度 障害児施設職員の特殊業務手当基準額

(単位：円)

施設別	職種	特殊業務手当基準額	
		調整数	基本額
主として知的障害児、盲児及びろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	(1) 児童と起居をともにする主任児童指導員	4	9,200
	(2) 児童と起居をともにする児童指導員	4	9,200
	(3) 児童と起居をともにする保育士	4	7,800
	(4) その他の児童指導員	3	9,200
	(5) その他の保育士	3	7,800
	(6) 職業指導員	3	7,800
主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設	(1) 児童と起居をともにする主任児童指導員	4	9,200
	(2) 児童と起居をともにする児童指導員	4	9,200
	(3) 児童と起居をともにする保育士	4	7,800
	(4) その他の児童指導員	3	9,200
	(5) その他の保育士	3	7,800
	(6) 看護師	2	9,400
	(7) 職業指導員	3	7,800
主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設	(1) 主任児童指導員	4	9,200
	(2) その他の児童指導員	4	9,200
	(3) 保育士	4	7,800
	(4) 看護師	2	9,400

(注) 上記表に該当する職種の特殊業務手当基準額は、基本額に調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額である。

## 1. 障害児施設職員配置基準

施設及び定員		職員	施設	事務	児童	保育	医	看護	栄養	介護	調理	計
		長	員	員	士	師	師	士	員	員等		
主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	人											
	30	1	1	8	2 (2)				1	4	17 (2)	
	31 ~ 40	1	1	10	2 (2)				1	4	19 (2)	
	41 ~ 49	1	1	12	2 (2)			1	1	4	22 (2)	
	50	1	1	12	2 (2)			1	1	4	22 (2)	
	51 ~ 60	1	1	14	2 (2)			1	1	4	24 (2)	
	61 ~ 70	1	1	17	2 (2)			1	1	4	27 (2)	
	71 ~ 80	1	1	19	2 (2)			1	1	4	29 (2)	
	81 ~ 89	1	1	21	2 (2)			1	1	4	31 (2)	
	90	1	1	21	2 (2)			1	1	5	32 (2)	
	91 ~ 100	1	1	24	2 (2)			1	1	5	35 (2)	
	101 ~ 110	1	1	26	2 (2)			1	1	5	37 (2)	
	111 ~ 119	1	1	28	2 (2)			1	1	5	39 (2)	
	120	1	1	28	2 (2)			1	1	6	40 (2)	
	121 ~ 130	1	1	31	2 (2)			1	1	6	43 (2)	
	131 ~ 140	1	1	33	2 (2)			1	1	6	45 (2)	
	141 ~ 149	1	1	35	2 (2)			1	1	6	47 (2)	
	150	1	2	35	2 (2)			1	1	7	49 (2)	
	151 ~ 160	1	2	38	2 (2)			1	1	7	52 (2)	
161 ~ 170	1	2	40	2 (2)			1	1	7	54 (2)		
171 ~ 180	1	2	42	2 (2)			1	1	8	57 (2)		
181 ~ 190	1	2	45	2 (2)			1	1	8	60 (2)		
191 ~ 200	1	2	47	2 (2)			1	1	8	62 (2)		
主として自閉症児を入所さ	40	1	1	10	3 (2)	2			1	4	22 (2)	
	41 ~ 50	1	1	12	3 (2)	3	1	1	1	4	26 (2)	
	51 ~ 60	1	1	14	3 (2)	3	1	1	1	4	28 (2)	
	61 ~ 70	1	1	17	3 (2)	4	1	1	1	4	32 (2)	
	71 ~ 80	1	1	19	3 (2)	4	1	1	1	4	34 (2)	

せる福祉型障害児入所施設											
--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

施設及び定員		職員	施設	事務	児童	保育	医	看護	栄養	介助	調理	計
		長	員	員	指	士	師	師	士	員	員等	
主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	人											
	30 ~ 35	1	1		7		2 (2)			1	4	16 (2)
	36 ~ 40	1	1		8		2 (2)			1	4	17 (2)
	41 ~ 50	1	1		8		2 (2)			1	4	17 (2)
	51 ~ 60	1	1		10		2 (2)		1	1	4	20 (2)
	61 ~ 70	1	1		12		2 (2)		1	1	4	22 (2)
	71 ~ 80	1	1		14		2 (2)		1	1	4	24 (2)
	81 ~ 89	1	1		16		2 (2)		1	1	4	26 (2)
	90 ~ 99	1	1		18		2 (2)		1	1	4	28 (2)
	100	1	1		20		2 (2)		1	1	5	29 (2)
												31 (2)
主としてろ	30 ~ 35	1	1		7		1 (1)			1	4	15 (1)
	36 ~ 40	1	1		8		1 (1)			1	4	16 (1)
	41 ~ 50	1	1		8		1 (1)			1	4	16 (1)
	51 ~ 60	1	1		10		1 (1)		1	1	4	19 (1)
					12		1 (1)		1	1	4	21 (1)

う あ 児 を 入 所 さ せ る 福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	61	~	70	1	1	14	1 (1)		1	1	4	23 (1)
	71	~	80	1	1	16	1 (1)		1	1	4	25 (1)
	81	~	89	1	1	18	1 (1)		1	1	4	27 (1)
		90		1	1	18	1 (1)		1	1	5	28 (1)
	91	~	100	1	1	20	1 (1)		1	1	5	30 (1)
主 と し て 肢 体 不 自 由 児 を 入 所 さ せ る 福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設		50		1	1	15	1 (1)	3	1	1	4	27 (1)
	51	~	60	1	1	18	1 (1)	6	1	1	4	33 (1)
	61	~	70	1	1	20	1 (1)	6	1	1	4	35 (1)
	71	~	80	1	1	23	1 (1)	6	1	1	4	38 (1)

- (注) ・ 医師の ( ) 内の職員は、嘱託医の職員で再掲。  
 ・ この表に掲げる数字は、標準的な職員の人員配置を示したものであり直接処遇職員（児童指導員・保育士）については、実際の職員配置基準においては総数を4.3（主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設）で除して得た数等であること。

2. 主として知的障害児、盲児及びろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設・障害者支援施設の併設型施設の職員配置基準

(1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合

施設及び定員		職員	施設	事務	児童	保育	医	看護	栄養	介助	調理	計
		長	員	員	指導員	士	師	師	士	員	員等	
主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	11		1	1	4 6		2 (2)			1	4	13 (2)
	20	人	1	1			2 (2)			1	4	15 (2)

(2) 障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合

施設及び定員		職員	施設	事務	児童	保育	医	看護	栄養	介助	調理	計
		長	員	員	指導員	士	師	師	士	員	員等	
主として知的障害児を入所させる福祉型	11				3 5		1 (1)					4 (1)
	20	人					1 (1)					



施設及び定員		長	員	員	士	師	師	士	員	等
主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	5 人				2					
	6 ~ 10				3					2
	11 ~ 15				4					3
	16 ~ 20				5					4
	21 ~ 25				6					5
26 ~ 30				7					6	
										7

(5) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合

施設及び定員		職員	施設長	事務員	児童指導員	保育士	医師	看護師	栄養士	介助員	調理員等	計
主としてろうあ児を入所させる	10 人	1	1		3		1 (1)			1	4	1 1 (1)
	11 ~ 15	1	1		4		1 (1)			1	4	1 2 (1)
	16 ~ 20	1	1		5		1 (1)			1	4	1 3 (1)
	21 ~ 25	1	1		6		1 (1)			1	4	1 4 (1)
	26 ~ 30	1	1		7		1 (1)			1	4	1 5 (1)

る福祉型障害児入所施設											
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(6) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合

施設及び定員	職 員	施 設	事 務	児 童	保 育	医 師	看 護 師	栄 養 士	介 助 員	調 理 員 等	計
	長 員	員	員	指 導 員	士						
主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	人										
	5			2							2
	6 ~ 10			3							3
	11 ~ 15			4							4
	16 ~ 20			5							5
	21 ~ 25			6							6
	26 ~ 30			7							7

- (注) ・ 医師の ( ) 内の職員は、嘱託医の職員で再掲。
- ・ この表に掲げる数字は、標準的な職員の人員配置を示したものであり直接処遇職員（児童指導員・保育士）については、実際の職員配置基準においては総数を4.3（主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設）で除して得た数等であること。



	加算費 31,700円 被虐待児受入加算費 37,800円							
主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設	健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額 保健衛生費 360円 乳幼児加算費 20,160円 日用品費 18,570円 指導訓練材料費 420円 看護代替要員費 160円 重度障害児支援加算費 56,140円 スプリンクラー保守管理費 310円 重度重複障害児加算費 31,700円 被虐待児受入加算費 37,800円							
主として肢体不自由児を入所させる指定医療機関	健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額 日用品費 18,570円 保育士等加算費 20,160円 乳幼児加算費 20,160円 指導訓練材料費 420円 特別訓練費 800円 重度障害児支援加算費 56,140円 重度重複障害児加算費 31,700円 被虐待児受入加算費 37,800円							
主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設	47,340円 重度障害児支援加算費 56,140円 重度重複障害児加算費 31,700円 被虐待児受入加算費 37,800円					通所のための交通費実費 教科書代等 4,800円	79,000円 さらに住居費及び生活諸費の経費を加算 137,510円	

主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設	健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額 保健衛生費 360円 日用品費 18,570円 看護代替要員費 160円 重度障害児支援加算費 (25%) 46,810円 (30%) 56,140円 スプリンクラー保守管理費 930円 被虐待児受入加算費 37,800円								
主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定医療機関	健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額 指導費 230,050円 日用品費 18,570円 看護代替要員費 (指定医療機関を除く。) 160円 療育訓練費 420円 スプリンクラー保守管理費 310円 被虐待児受入加算費 37,800円								

(注) この表に定めるもののほか、(1)主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「健康保険の療養費の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁される。